

## 新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。なお、事業に係る補助金の交付等に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号、以下「市補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、市要綱に定めるところにより、市要綱に定めのないものについては次の各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 補助金の交付申請をする者。ただし、一の罹災証明番号の世帯の構成員を代表する一人に限る。
- (2) 対象工事の施工者 交付決定対象工事に係る内訳証明書に記載のある工事を施工する者又は施工した者
- (3) 交付決定済額 既に交付決定している補助金の額  
(補助金の交付申請)

第3条 申請者は、次の各号に定めるところにより、交付申請を行う。

- (1) 申請者は、申請時点において対象工事の代金の支払いが完了していない場合は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、別表1に掲げる書類を添付し、令和8年2月27日までに市長に提出するものとする。
- (2) 申請者は、申請時点において対象工事の代金の支払いが完了した場合は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第2号）に、別表1に掲げる書類を添付し、令和8年3月31日までに市長に提出するものとする。
- (3) 申請者が2回目の交付申請を行うときは、第5条第1項又は第10条第3項に規定する交付決定の後とする。

2 前項の規定にかかわらず、新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱第6条第1項の交付の決定を受けた同要綱に規定する被災宅地等においては、前項の交付申請をすることはできないものとする。

(事務手続の代行)

第4条 申請者は、補助金の申請に係る事務の手続きを第三者に代行させることができる。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は各号に定めるところにより、交付決定をする。

(1) 第3条第1項第1号の規定による申請を受理したときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(2) 第3条第1項第2号の規定による申請を受理したときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、市要綱別表に規定する補助金の限度額と交付決定済額の差を超えない範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

4 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助事業の変更)

第6条 補助事業の変更は次に掲げる軽微な変更に限る。

(1) 対象工事に係る変更で、交付決定後の補助金額を超えないもの

(2) 代理人の変更

(3) 対象工事の施工者の変更

(補助事業の廃止)

第7条 第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた補助事業を廃止しようとするときは、速やかに廃止承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その廃止を承認したときは当該承認に係る補助金の交付の決定を取り消し、その旨を廃止承認・交付決定取消通知書（別記様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 第5条第1項第1号の交付決定通知を受けた補助事業者は補助事業の完了後速やかに、実績報告書（別記様式第6号）に別表2に掲げる書類を添付し、令和8年12月25日までに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第1項第1号の交付決定毎に実績報告書を提出するものとする。

（代理受領）

第9条 申請者は、第3条第1項第1号の規定による申請をするときは、補助金の受領を、当該対象工事の施工者に委任する方法（以下「代理受領」とする。）により行うこととする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、第8条の規定による実績報告を受理したときは、当該報告内容を審査し、適當と認めたときは交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知する。

2 前項に基づき補助事業者に補助金の額の確定した旨を通知したときは、対象工事の施工者に代理受領額確定通知書（別記様式第7号の2）により通知

し、補助金を交付するものとする。

3 市長は、第5条第1項第2号の規定により交付決定したとき、交付決定額の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を補助金交付決定及び確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知し、補助金を補助事業者に交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第13条 補助事業者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該工事の完了した会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等の耐用年数を勘案して適当な期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。

(協力)

第15条 市長は、補助事業者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができる。

(書類提出の方法)

第16条 市長は、第3条、第7条及び第8条に係る書類の提出方法を別に定めることができる。

(申請者の責務)

第17条 申請者は、誠実に補助事業を行うとともに、紛争防止に努めなければならぬ。

2 対象工事を行う住宅の申請者以外の所有者から、補助事業の実施について承諾を受けること。

(様式)

第18条 この要領による申請書、その他の書類の様式は、別表3に掲げるとおりとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年1月24日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(補助金の交付申請等の特例)

3 令和6年1月1日から令和6年1月23日までの間に事業に着手した補助対象者は、補助金の交付を申請することができる。

#### 附 則

この要領は、令和6年2月7日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年2月29日から施行する。

(補助金の交付申請の特例)

2 要綱附則第2項の規定により要綱第5条第3項第2号の適用を受ける補助事業者が第3条に規定する補助金の交付申請を行う場合、別表第1に掲げる書類に加え、要綱附則第2項に規定する「応急修理実施連絡書（様式第5号）」の写し及び同応急修理実施連絡書に添付の「修理見積書（写）」の写しを添付しなければならない。

(補助事業の変更の特例)

3 令和6年1月24日から施行日の前日までの間に交付申請を行った補助事業者は、要領第6条の規定にかかわらず、補助金変更申請書（別記様式第11号）に工事見積書の内訳証明書（別記様式第11号の2）、対象工事の施工前写真（追加変更部分に限る）及びその他市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出することができる。ただし、罹災証明書に記載の住家の被害の程度が準半壊及び一部損壊の場合を除く。

(補助事業の変更の特例の追加書類)

4 要綱附則第2項の規定により要綱第5条第3項第2号の適用を受ける補助事業者が前項に規定する補助金変更申請を行う場合、前項に規定する書類に加え、要綱附則第2項

に規定する「応急修理実施連絡書（様式第5号）」の写しおよび同応急修理実施連絡書に添付の「修理見積書（写）」の写しを添付しなければならない。

（補助金変更申請書の提出期限）

5 附則第3項の規定による補助金変更申請書の提出期限は令和7年2月28日とする。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（変更交付決定）

6 市長は附則第3項の規定による補助金変更申請書を受理したときは、当該申請内容を審査し、予算の範囲内において交付の適否および補助金の額を決定する。

（交付決定変更通知）

7 市長は前項による決定を、補助金交付（不交付）決定変更通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

（実績報告の特例）

8 要綱附則第2項の規定により要綱第5条第3項第2号の適用を受ける補助事業者が第8条第1項に規定する実績報告を行う場合、別表第2に掲げる書類に加え、傾斜修繕工事の実施が確認できる書類を添付しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月26日から施行する。

別表1（第3条関係）

申請時点において対象工事の代金の支払いが完了していない場合の添付書類（第3条第1項第1号）	工事見積書の内訳証明書（別記様式第1号の2）
	罹災証明書の写し
	建物の全景写真
	対象工事の施工前写真（被害の状況がわかる写真）
	住民票の写し（申請者と世帯主が異なる場合のみ） (コピー可)
	その他市長が必要と認める書類
申請時点において対象工事の代金の支払いが完了している場合の添付書類（第3条第1項第2号）	工事費内訳証明書（別記様式第2号の2）
	罹災証明書の写し
	建物の全景写真
	対象工事の施工前写真（被害の状況がわかる写真） 及び施工後の状況が確認できる写真
	傾斜修繕工事の施工状況写真（傾斜修繕工事を含む場合に限る）
	対象工事に要した経費に係る領収書の写し
別表2（第8条関係）	住民票の写し（申請者と世帯主が異なる場合のみ） (コピー可)
	その他市長が必要と認める書類

別表2（第8条関係）

工事費内訳証明書（別記様式第6号の2）
罹災証明書の写し
建物の全景写真
対象工事の施工前写真（被害の状況がわかる写真）及び施工後の状況が確認できる写真

傾斜修繕工事の施工状況写真（傾斜修繕工事を含む場合に限る）
対象工事に要した経費に係る請求書の写し
補助事業の変更に係る書類
その他市長が必要と認める書類

別表3（第18条関係）

様式	様式の名称
別記様式第1号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金交付申請書
別記様式第1号の2	工事見積書の内訳証明書
別記様式第2号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 補助金交付申請書兼 実績報告書
別記様式第2号の2	工事費内訳証明書
別記様式第3号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 補助金交付(不交付) 決定通知書
別記様式第4号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 廃止承認申請書
別記様式第5号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 廃止承認・交付決定 取消通知書
別記様式第6号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業実績報告書
別記様式第6号の2	工事費内訳証明書
別記様式第7号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 補助金確定通知書
別記様式第7号の2	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 代理受領額確定通知 書
別記様式第8号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 補助金交付決定及び 確定通知書
別記様式第9号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 補助金交付決定(及

	び確定) 取消通知書
別記様式第10号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 補助金返還命令書
別記様式第11号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 補助金変更申請書
別記様式第11号の2	工事見積書の内訳証明書
別記様式第12号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 補助金交付(不交付) 決定変更通知書

## 別記様式第1号（第3条関係）

申請日 年 月 日

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
補助金交付申請書

新潟市長 中原 八一 様

傾斜修繕加算 <input type="checkbox"/> ※半壊～全壊のみ	(申請者)	現 住 所 (建物名, 号室) ※避難している人は避難先	〒
		ふりがな	
申請回数		氏名 ※共同住宅の場合は管理組合の理事長名	
		電話番号 ※日中連絡のつく番号	
回目			

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本申請書兼実績報告書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

罹災証明書から転記	罹災番号						
	世帯主住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	<input type="checkbox"/> 現住所以外	新潟市 区			
	世帯主氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる ➡	世帯主氏名 ( )			
	住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊
	被災物件種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅 (店舗、事務所などを併設)				
住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 長屋	<input type="checkbox"/> 多世帯住宅 (生活スペースが分離しているもの)				
	<input type="checkbox"/> 共同住宅 ➡	<input type="checkbox"/> 専用部:個人申請	<input type="checkbox"/> 共用部:合算申請	(申請戸数 戸)			
補助対象要件 に関する確認	<input type="checkbox"/> 本補助事業により修理し住み続ける予定です。						
	<input type="checkbox"/> 本住宅は賃貸住宅ではありません。						
	<input type="checkbox"/> 本補助事業の対象経費は、他の補助事業の対象経費とは重複しません。						
	<input type="checkbox"/> 申請内容は本補助金に係る要綱・要領に定める各条項に適合します。						
確認事項	<input type="checkbox"/> 私の世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて市が警察に照会する場合は別途必要な書類の提出を行います。						
代理受領の確認	<input type="checkbox"/> 本補助金交付要綱の取扱要領第9条の規定により、補助金の受領は対象工事の施工者に委任する予定です。						
	<input type="checkbox"/> 工事に要した費用から対象工事の施工者の工事費を差し引いた額を別添「工事見積書の内訳証明書」記載の対象工事の施工者に支払います。						
補助金申請額	円	交付決定済額 ※1回目 は0円	円	施工者数			
うち傾斜修繕加算分	円	うち傾斜修繕加算分	円	( ) 社			

本補助事業に係る申請等事務手続きの一切について、下記の者を代行者として委任します。

所在 地	〒		
会 社 名			
担当者名		電話番号	

## 別記様式第1号の2（第3条関係）

## 工事見積書の内訳証明書

(宛先) 新潟市長

(対象工事の施工者)

傾斜修繕加算  
  
 ※半壊～全壊のみ

所在地	〒
会社名	
代表者名	(担当者 )
電話番号	

本申請に係る工事の内容及び工事費（税抜）の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

補助対象外 経費	・家具や家電製品等の動産に係る費用 ・発災日以前に着手した工事に係る費用 ・被災者住宅応急修理制度で計上した費用	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
-------------	--	--------	--------------------------

工事内容	金額（税抜）
1. 傾斜修繕	円
2. 屋根修繕	円
3. 外壁修繕	円
4. 開口部修繕	円
5. 基礎修繕	円
6. 内装、造付家具修繕	円
7. 電気、ガス、上下水道、水回り等の設備修繕	円
8. 敷地の舗装、車庫、物置等修繕、撤去等	円
9. その他 ( )	円
合計(a)	円
A : 上記合計額(a)の千円未満を切り捨てた額	,000 円

## 受付窓口記入欄

B 上 限 額	□一部損壊 10万円 □準半壊 30万円 □半壊 50万円 □中規模半壊 50万円 □大規模半壊 100万円 □全壊 100万円	→ B _____ 万円 + □傾斜修繕 加算 50万円 ※半壊～全壊のみ	B _____ 万円 [傾斜修繕加算 b1 _____ 万円 補助金の上限額 b2 _____ 万円 ▼共同住宅の共用部（合算申請）の場合は、 傾斜修繕加算：「50万円×戸数」 補助金の上限額：「補助金の上限額×戸数」]
C	交付決定済額 C _____ 円	D 申請可能残額 D _____ ,000 円 ← (B - C) 傾斜修繕加算残額 d1 _____ ,000 円 ← (b1 - c1) d2 _____ ,000 円 ← (b2 - c2)	
	うち傾斜修繕加算分 c1 _____ 円		
	C - c1 = c2 _____ 円		
※（申請1回目は0円）			
E	全施工者の A の合算 E _____ 円	E1 _____ 円 ← 千円未満を切り捨て E2 _____ 円 (=E - E1)	
	うち「1.傾斜修繕」の額 e1 _____ 円		
	うち 傾斜修繕以外の額 e2 _____ 円		
補助金申請額 F _____ ,000 円		((e2 と d2 のいずれか小さい額) + f)	
うち傾斜修繕加算分 f _____ ,000 円		(d1 と e1 のいずれか小さい額)	

## 別記様式第2号（第3条関係）

申請日及び報告日 年 月 日

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
補助金交付申請書兼実績報告書

新潟市長 中原 八一 様

傾斜修繕加算 <input type="checkbox"/> ※半壊～全壊のみ	(申請者)	現 住 所 (建物名, 号室) ※避難している人は避難先	〒
		ふりがな	
		氏名 ※共同住宅の場合は管理組合の理事長名	
回目	電話番号 ※日中連絡のつく番号		

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本申請書兼実績報告書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

罹災證明書から転記	罹災番号						
	世帯主住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	<input type="checkbox"/> 現住所以外	新潟市	区		
	世帯主氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる	→ 世帯主氏名 ( )			
	住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊
	被災物件種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅 (店舗、事務所などを併設)				
住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 長屋	<input type="checkbox"/> 多世帯住宅 (生活スペースが分離しているもの)				
	<input type="checkbox"/> 共同住宅	→ <input type="checkbox"/> 専用部:個人申請	<input type="checkbox"/> 共用部:合算申請 (申請戸数 戸)				
補助対象要件 に関する確認	<input type="checkbox"/> 本補助事業により修理し住み続ける予定です。						
	<input type="checkbox"/> 本住宅は賃貸住宅ではありません。						
	<input type="checkbox"/> 本補助事業の対象経費は、他の補助事業の対象経費とは重複しません。						
	<input type="checkbox"/> 申請内容は本補助金に係る要綱・要領に定める各条項に適合します。						
確認事項	<input type="checkbox"/> 私の世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。 必要に応じて市が警察に照会する場合は別途必要な書類の提出を行います。						
補助金申請額	円	交付決定済額 ※1回目 は0円	円	施工者数 ( ) 社			
うち傾斜修繕加算分	円	うち傾斜修繕加算分	円				
金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> ( ) 支店						
預金種別・口座番号	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号				
口座名義 (カナ)							

本補助事業に係る申請等事務手続きの一切について、下記の者を代行者として委任します。

所 在 地	〒		
会 社 名			
担当者名		電話番号	

## 別記様式第2号の2（第3条関係）

## 工事費内訳証明書

(宛先) 新潟市長

(対象工事の施工者)

傾斜修繕加算  
  
 ※半壊～全壊のみ

所在地	〒
会社名	
代表者名	(担当者)
電話番号	

本申請に係る工事の内容及び工事費（税抜）の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

補助対象外 経費	・家具や家電製品等の動産に係る費用 ・発災日以前に着手した工事に係る費用 ・被災者住宅応急修理制度で計上した費用	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
-------------	--	--------	--------------------------

工事内容	金額（税抜）
1. 傾斜修繕	円
2. 屋根修繕	円
3. 外壁修繕	円
4. 開口部修繕	円
5. 基礎修繕	円
6. 内装、造付家具修繕	円
7. 電気、ガス、上下水道、水回り等の設備修繕	円
8. 敷地の舗装、車庫、物置等修繕、撤去等	円
9. その他 ( )	円
合計(a)	円
A : 上記合計額(a)の千円未満を切り捨てた額	,000 円

## 受付窓口記入欄

B 上 限 額	□一部損壊 □準半壊 □半壊 □中規模半壊 □大規模半壊 □全壊	10万円 30万円 50万円 50万円 100万円 100万円	+□傾斜修繕 加算 50万円 ※半壊～全壊のみ	B_____万円	傾斜修繕加算 b1_____万円 補助金の上限額 b2_____万円
	▼共同住宅の共用部（合算申請）の場合は、 傾斜修繕加算：「50万円×戸数」 補助金の上限額：「補助金の上限額×戸数」				
C	交付決定済額	C_____円	D	申請可能残額 D_____円 ← (B-C)	
	うち傾斜修繕加算分 c1_____円 C - c1 = c2_____円 ※（申請1回目は0円）			傾斜修繕加算残額 d1_____円 ← (b1 - c1) d2_____円 ← (b2 - c2)	
E	全施工者の A の合算	E_____円			
	うち「1.傾斜修繕」の額 e1_____円 ← 千円未満を切り捨て うち 傾斜修繕以外の額 e2_____円 (=E-e1)				
補助金申請額 F		,000 円	((e2 と d2 のいずれか小さい額) + f)		
うち傾斜修繕加算分 f		,000 円	(d1 と e1 のいずれか小さい額)		

## 別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
補助金交付（不交付）決定通知書

## 1. 交付決定の内容（不交付決定の場合はその理由）

交付決定番号	
交付申請日	
罹災番号	
交付決定額	円
（うち傾斜修繕加算分）	（円）
(A) 補助金上限額 — 交付決定額	円
（うち傾斜修繕加算分）	（円）

(A) 欄に金額が記載されている場合は、(A) の額を上限に追加の補助金交付申請が可能です。

## 2. 交付条件

- (1) 工事が完了した後速やかに実績報告書を提出すること。
- (2) 上記交付決定額は申請段階における見込み金額であり、交付する補助金額については交付決定額の範囲内において、実績報告を受けて確定するものとする。
- (3) 補助事業を廃止しようとするときは、市長に廃止承認申請書を提出すること。
- (4) 補助事業に傾斜修繕工事を含む場合、これを必ず実施すること。傾斜修繕工事をしないときは補助金が減額となる場合があります。
- (5) 上記のほか、要綱及び要領の規定に反しないこと。

## 3. 注意事項

- (1) 補助金に税額（消費税及び地方消費税）は含みません。補助金と工事金額との差額は、ご自身の負担で施工者にお支払いください。
- (2) 補助事業の実績報告、複数回補助金の申請を行う場合は、本交付決定通知書を持参してください。

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 〒  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
電話番号

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
廃止承認申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業について、次のとおり補助事業を廃止したいので申請します。なお、本申請書に記載の事項は事実に相違ありません。

1. 被災住宅の所在地

新潟市 区

2. 廃止の理由

【支払前：代理受領の場合】

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
廃止承認・交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業の廃止の承認について、その廃止を承認し、次のとおり補助金の交付の決定を取り消したので通知します。

記

1. 補助金の交付決定の取り消し

交付決定日及び番号	年 月 日付け	第 号
被災住宅の所在地		
交付決定額		円
交付決定取消額		円

(参考)

交付決定済額	円
--------	---

【支払前：代理受領の場合】

## 別記様式第6号（第8条関係）

報告日 年 月 日

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
実績報告書

新潟市長 中原 八一 様

<b>（申請者）</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>傾斜修繕加算</b>  <input type="checkbox"/>   <small>※半壊～全壊のみ</small> </div>	現 住 所（建物名、号室）  <small>※避難している人は避難先</small>	〒
	ふりがな	
	氏名  <small>※共同住宅の場合は管理組合の理事長名</small>	
	電話番号  <small>※日中連絡のつく番号</small>	

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。  
なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

罹災番号			
交付決定番号	第	号	
交付決定額		円（うち傾斜修繕加算分	円）
交付算定額	交付算定額計算表のとおり		
代理受領に係る 委任事項	<input type="checkbox"/> 本事業に係る補助金の受領に関する権限を別紙施工者に委任します。		

## 交付算定額計算表

<b>A 施工者①</b> 工事費内訳証明書	,000 円	① うち「1. 傾斜修繕」 ② うち「1. 傾斜修繕」 ③ うち「1. 傾斜修繕」	円
	,000 円		円
	,000 円		円
<b>B 交付決定額</b>	,000 円	うち傾斜修繕加算分	円
交付算定額の内訳（施工者①）X	,000 円	施工者①の代理受領額を記入（X≤①）	
交付算定額の内訳（施工者②）Y	,000 円	施工者②の代理受領額を記入（Y≤②）	
交付算定額の内訳（施工者③）Z	,000 円	施工者③の代理受領額を記入（Z≤③）	
<b>C 交付算定額（X+Y+Z）</b>	<b>■,000 円</b>	<b>B≥C であること</b>	

## 別記様式第6号の2（第8条関係）

## 工事費内訳証明書

(宛先) 新潟市長		(対象工事の施工者)		
申請者記入欄				
施工者 番号				
<input type="checkbox"/> 傾斜修繕加算 <small>※半壊～全壊のみ</small>				
		所在地	〒	
		会社名		
		代表者名	(担当者)	
		電話番号		

本申請に係る工事の内容及び工事費（税抜）の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

補助対象外 経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具や家電製品等の動産に係る費用</li> <li>発災日以前に着手した工事に係る費用</li> <li>被災者住宅応急修理制度で計上した費用</li> </ul>	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
-------------	---	--------	--------------------------

工事内容	金額（税抜）
1. 傾斜修繕	円
2. 屋根修繕	円
3. 外壁修繕	円
4. 開口部修繕	円
5. 基礎修繕	円
6. 内装、造付家具修繕	円
7. 電気、ガス、上下水道、水回り等の設備修繕	円
8. 敷地の舗装、車庫、物置等修繕、撤去等	円
9. その他 ( )	円
合計(a)	円
A : 上記合計額(a)の千円未満を切り捨てた額	,000 円

補助金を受領する場合は、その受領に関する権限の委任を受けることを承諾します。  
また、補助金は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> ( )		支店
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義（カナ）			

【支払前：代理受領の場合】

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
補助金確定通知書

1. 補助金確定の内容

交付決定番号	
交付申請日	
罹災番号	
交付決定額	円
確定額	円
備考	<p>【代理受領に係る事項】</p> <p>を振り込みます。</p>

2. 注意事項

- (1) 補助事業の実績報告、複数回補助金の申請を行う場合は、本交付決定通知書を持参してください。

【支払前：代理受領の場合】

別記様式第7号の2（第10条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業

代理受領額確定のお知らせ

1. お知らせの内容

交付決定番号	
申請者氏名	
代理受領額	円（税抜き）

2. 注意事項

- （1）振込事務に最大で60日程度かかります。電話等でお問い合わせいただいても、支払日はご回答できません。

## 別記様式第8号（第10条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
補助金交付決定及び確定通知書

## 1. 交付決定及び確定の内容

交付決定番号	
交付申請日	
罹災番号	
交付決定額及び確定額	円
(うち傾斜修繕加算分)	( 円 )
(A) 補助金上限額 — 交付決定額	円
(うち傾斜修繕加算分)	( 円 )

(A) 欄に金額が記載されている場合は、(A) の額を上限に追加の補助金交付申請が可能です。

## 2. 注意事項

- (1) 補助金に税額（消費税及び地方消費税）は含みません。補助金と工事金額との差額は、ご自身の負担で施工者にお支払いください。
- (2) 振込事務に最大で60日程度かかります。電話等でお問い合わせていただいても、支払日はご回答できません。

【支払前、支払後共】

別記様式第9号（第11条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
補助金交付決定（及び確定）取消通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業について、次のとおり補助金の交付の決定（及び確定）を取り消したので通知します。

記

1. 補助金の交付決定（及び確定）の取り消し

交付決定 (及び確定) 日 及び番号	年 月 日付け	第 号
被災住宅の所在地		
交付決定 (及び確定) 額		円
交付決定 (及び確定) 取消額		円

2. 取り消しの理由

【支払前、支払後共】

別記様式第10号（第12条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
補助金返還命令書

年 月 日付 第 号の で交付決定（及び確定）を取り消した新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業について、次のとおり返還を命じる。

記

1. 返還額

2. 返還期限

【支払前：代理受領の場合】

別記様式第11号（附則第2条関係）

申請日 年 月 日

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
補助金変更申請書

新潟市長 中原 八一 様

傾斜修繕加算 <input type="checkbox"/> ※半壊～全壊のみ	(申請者)	現 住 所 (建物名, 号室) ※避難している人は避難先	〒
		ふりがな	
		氏名 ※共同住宅の場合は管理組合の理事長名	
申請回数	回目	電話番号 ※日中連絡のつく番号	

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金の交付決定の内容の変更について、次のとおり申請します。  
なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

交付決定番号	
交付決定日	
罹災番号	
変更前 交付決定額	
補助金変更申請額	
うち傾斜修繕加算分	

## 別記様式第11号の2（附則第3条関係）

## 工事見積書の内訳証明書

(宛先) 新潟市長

(対象工事の施工者)

傾斜修繕加算



※半壊～全壊のみ

所在地	〒
会社名	
代表者名	(担当者 )
電話番号	

本申請に係る工事の内容及び工事費（税抜）の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

補助対象外 経費	・家具や家電製品等の動産に係る費用 ・発災日以前に着手した工事に係る費用 ・被災者住宅応急修理制度で計上した費用	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
-------------	--	--------	--------------------------

工事内容	金額（税抜）
1. 傾斜修繕	円
2. 屋根修繕	円
3. 外壁修繕	円
4. 開口部修繕	円
5. 基礎修繕	円
6. 内装、造付家具修繕	円
7. 電気、ガス、上下水道、水回り等の設備修繕	円
8. 敷地の舗装、車庫、物置等修繕、撤去等	円
9. その他 ( )	円
合計(a)	円
A : 上記合計額(a)の千円未満を切り捨てた額	,000 円

## 受付窓口記入欄

B	上 限 額	□一部損壊 10万円 □準半壊 30万円 □半壊 50万円 □中規模半壊 50万円 □大規模半壊 100万円 □全壊 100万円	+□傾斜修繕 加算 50万円 ※半壊～全壊のみ	B _____ 万円	→	B _____ 万円	〔傾斜修繕加算 b1 _____ 万円 補助金の上限額 b2 _____ 万円〕
						▼共同住宅の共用部（合算申請）の場合は、 傾斜修繕加算：「50万円×戸数」 補助金の上限額：「補助金の上限額×戸数」	
C	交付決定済額	C _____ 円	D	申請可能残額	D _____ ,000 円 ← (B - C)		
	うち傾斜修繕加算分 c1 _____ 円 C - c1 = c2 _____ 円 ※（申請1回目は0円）			傾斜修繕加算残額	d1 _____ ,000 円 ← (b1 - c1) d2 _____ ,000 円 ← (b2 - c2)		
E	全施工者の A の合算	E _____ 円					
	うち「1.傾斜修繕」の額	e1 _____ 円 ← 千円未満を切り捨て					
	うち 傾斜修繕以外の額	e2 _____ 円 (=E - e1)					
	補助金申請額 F	,000 円				((e2 と d2 のいずれか小さい額) + f)	
	うち傾斜修繕加算分 f	,000 円				(d1 と e1 のいずれか小さい額)	

## 別記様式第12号（第6条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業  
補助金交付（不交付）決定変更通知書

## 1. 交付決定の内容（不交付決定の場合はその理由）

交付決定番号	
変更交付申請日	
罹災番号	
変更交付決定額	円
（うち傾斜修繕加算分）	（　　）円）
（A）補助金上限額 — 交付決定額	円
（うち傾斜修繕加算分）	（　　）円）

（A）欄に金額が記載されている場合は、（A）の額を上限に追加の補助金交付申請が可能です。

## 2. 交付条件

- （1）工事が完了した後速やかに実績報告書を提出すること。
- （2）上記交付決定額は申請段階における見込み金額であり、交付する補助金額については交付決定額の範囲内において、実績報告を受けて確定するものとする。
- （3）補助事業を廃止しようとするときは、市長に廃止承認申請書を提出すること。
- （4）補助事業に傾斜修繕工事を含む場合、これを必ず実施すること。傾斜修繕工事をしないときは補助金が減額となる場合があります。
- （5）上記のほか、要綱及び要領の規定に反しないこと。

## 3. 注意事項

- （1）補助金に税額（消費税及び地方消費税）は含みません。補助金と工事金額との差額は、ご自身の負担で施工者にお支払いください。
- （2）補助事業の実績報告、複数回補助金の申請を行う場合は、本交付決定通知書を持参してください。